

障害者地域就労促進事業

- 小規模作業所や就労支援事業所等において、離職者、雇い止めされた派遣労働者等のうち各方面で技術等を身につけた者を雇用し、工賃引き上げのための障害者への技術指導や、商品の品質向上を行う。
- 小規模作業所や障害者支援事業において、その商品の販売促進を目的とした「促進員」を雇用し、製品の販売促進、市場開拓などの活動を展開する。

行政

都道府県(対象施設の募集・選定)

新体系へ移行する作業所の優先採択も可

助成

助成

小規模作業所

就労系事業所等

工賃引き上げ・
自立の促進

指導員
(仮称)

指導員
(仮称)

促進員
(仮称)

促進員
(仮称)

雇用創出効果

- 指導員・・・小規模作業所・就労事業所での技術指導、作業の効率化、品質向上を図る
- 促進員・・・企業や住宅街への訪問販売、新規市場の開拓
- その他(地域の実情に応じた取り組み)